

茨城県報

第7698号

昭和63年10月13日

木曜日

目次

告 示

	ページ
●青少年に有益な興行の指定(県民生活課).....	1
●国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録(医療福祉課).....	2
●保険医及び保険薬剤師の登録(保険課).....	3
●保険医療機関及び保険薬局の指定(〃).....	4
●定款変更の認可(農地管理課).....	7
●換地処分(〃).....	7
●道路の区域変更(2件)(道路維持課).....	7
●道路の供用開始(〃).....	8
●市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所(都市計画課).....	9

(選挙管理委員会)

●直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数.....	9
--	---

公 告

●蚕業改良指導員資格試験の実施(蚕糸課).....	11
●屋外広告物に関する講習会の実施(都市計画課).....	14
●建築許可に関する聴聞(2件)(建築指導課).....	15
●開発行為の工事完了(〃).....	16
●道路位置の指定(2件)(〃).....	16

正 誤

●昭和63年8月22日付け茨城県報号外第118号中.....	16
●昭和63年10月3日付け茨城県報第7695号中.....	17

告 示

茨城県告示第1351号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第7条の規定に基づき、青少年に有益な興行として、次のものを推奨する。

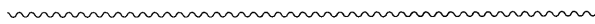
昭和63年10月13日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 推奨番号 14
 2 種類 映画
 3 題名 パンダ物語
 4 製作会社 (株)学習研究社, 田中プロモーション
 5 配給会社 東宝(株)
 6 内容及び推奨理由

中国四川省を舞台に、パンダの野生飼育を通して日本人少女と中国人少年の心暖まるふれあいを描いた作品。

命あるものの尊さと、共存のすばらしさが伝わってくるものであり、青少年の健全育成に有益である。



茨城県告示第1352号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

昭和63年10月13日

茨城県知事 竹内 藤 男

記号番号	登録年月日	国民健康保険医
茨国医 第6519号	63. 8. 5	藤 咲 裕
〃 第6520号	〃	遠 藤 敦
〃 第6521号	〃	生 芝 幸 夫
〃 第6522号	63. 8. 6	大 内 基 史
〃 第6523号	63. 9. 3	南 雲 正 人
〃 第6524号	63. 9. 13	松 橋 ひでみ
〃 第6525号	63. 9. 19	大 沼 秀 治
茨国歯 第2063号	63. 9. 12	鈴 木 和 子
〃 第2064号	〃	菅 谷 一 博
茨国薬 第1558号	63. 6. 21	大 場 律 子
〃 第1559号	63. 7. 23	横 田 えり子
〃 第1560号	63. 8. 19	榎 本 直 美
〃 第1561号	63. 8. 26	黒 澤 久 子
〃 第1562号	63. 9. 1	窪 田 敦 子
〃 第1563号	〃	出 頭 久美子

茨国薬	第1564号	63. 9. 1	細 田 功
〃	第1565号	63. 9. 8	増 渕 秀 子
〃	第1566号	63. 9. 19	石 川 信 一
〃	第1567号	〃	関 宗 人
〃	第1568号	〃	山 崎 英 明
〃	第1569号	〃	松 崎 環
〃	第1570号	〃	関 沢 真 人
〃	第1571号	〃	林 達 敏
〃	第1572号	〃	藤 井 香 理
茨国歯	第2065号	63. 9. 12	親 見 昭 人
茨国薬	第1573号	63. 7. 8	奥 井 成 美
〃	第1574号	63. 8. 30	長 谷 川 裕 子
茨国歯	第2066号	63. 9. 1	植 竹 由 紀 子

茨城県告示第1353号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和63年10月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
藤 咲 裕	茨 医 7 0 3 2	63. 8. 5
遠 藤 敦	〃 7 0 3 3	〃
生 芝 幸 夫	〃 7 0 3 4	〃
大 内 基 史	〃 7 0 3 5	63. 8. 6
南 雲 正 人	〃 7 0 3 6	63. 9. 3
松 橋 ひ で み	〃 7 0 3 7	63. 9. 13
大 沼 秀 治	〃 7 0 3 8	63. 9. 19
前 川 隆 志	茨 歯 2 2 0 4	63. 9. 10
鈴 木 和 子	〃 2 2 0 5	63. 9. 12
菅 谷 一 博	〃 2 2 0 6	〃
大 場 律 子	茨 薬 1 2 3 3	63. 6. 21
横 田 え り 子	〃 1 2 3 4	63. 7. 23
長 瀬 直 美	〃 1 2 3 5	63. 8. 12
前 川 由 佳 子	〃 1 2 3 6	63. 8. 19

榎 本 直 美	茨 薬	1 2 3 7	63. 8. 19
黒 澤 久 子	〃	1 2 3 8	63. 8. 26
窪 田 敦 子	〃	1 2 3 9	63. 9. 1
出 頭 久 美 子	〃	1 2 4 0	〃
細 田 功	〃	1 2 4 1	〃
増 渕 秀 子	〃	1 2 4 2	63. 9. 8
石 川 信 一	〃	1 2 4 3	63. 9. 19
関 宗 人	〃	1 2 4 4	〃
山 崎 英 明	〃	1 2 4 5	〃
松 崎 環	〃	1 2 4 6	〃
関 沢 真 人	〃	1 2 4 7	〃
林 達 敏	〃	1 2 4 8	〃
藤 井 香 理	〃	1 2 4 9	〃

茨城県告示第1354号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和63年10月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科目	所在地	指定申請 の事由
1020288 63. 8. 27	中山 医 院	内, 外	下妻市中郷185	開 設 者 更 変
3320751 63. 5. 1	小泉 外 科 医 院	外, 肛, 皮	那珂郡大宮町257	〃
0131942 63. 9. 1	宮 本 歯 科	歯	水戸市宮町2丁目4番35号 武富士ビル2F	移 転
0330932 63. 9. 1	とうざき 歯 科 ク リ ニ ッ ク	歯	土浦市東崎町11-30	開 設 者 更 変
0330940 63. 10. 1	ファミリー 歯 科	歯	土浦市荒川沖東2-7-1 長崎屋3F	新 規
3130743 63. 10. 1	グリーン 歯 科 医 院	歯, 小歯	東茨城郡美野里町大字羽鳥 字東谷津2850	〃
3130750 63. 10. 1	百里 デンタル ク リ ニ ッ ク	歯	東茨城郡小川町 下吉影1391-6	〃
3330608 63. 10. 1	飯田 歯 科 クリニック	歯	那珂郡那珂町飯田上新田西 2830-1	〃

3730419 63. 10. 1	日の出歯科医院	歯	行方郡潮来町日の出 7の1の42	新 規
4330680 〃	境中央歯科医院	歯, 小歯	猿島郡境町210	〃
1940042 〃	石 川 薬 局	調	牛久市田宮町1084	〃
0110247 〃	医療法人 住吉クリニック病院	内, 小	水戸市住吉町193-97	再 指 定
0120535 63. 10. 2	加畑外科医院	外, 皮泌, 肛, 内, 放	〃 千波町千波原2867	〃
0121574 63. 10. 15	神保内科小児科医院	内, 小, 循, 消	〃 堀町954番地 6	〃
0121582 〃	大越内科医院	内, 放	〃 中央2-10-7	〃
0121947 63. 10. 1	海老根内科医院	内	〃 大塚町字新地1504-7	〃
0122226 〃	医療法人清心会 丹野病院	内, 小, 循, 放, 理 外, 整外, 泌	〃 酒門町字仲田4887	〃
0122440 〃	片 山 医 院	内, 小	〃 上水戸1-7-29	〃
0320747 〃	鶴 町 医 院	小, 内, 放	土浦市中央1-1-11	〃
0321125 63. 10. 19	野上胃腸病院	外, 胃, 内	〃 東崎町6-8	〃
0520429 63. 10. 1	石岡第一病院	内, 外, 脳神外, 胃, 肛, 循	石岡市石岡13446-6	〃
医 0610063 歯 0630257 63. 10. 1	医療法人社団平仁会 神経科下館病院	精, 神, 歯	下館市大字野殿1131	〃
0620252 〃	小松崎産婦人科医院	産婦, 小	〃 甲15	〃
0820191 〃	朝 野 医 院	外	竜ヶ崎市下町2887	〃
0820506 〃	秋本脳神経外科	脳神外, 神, 外 内	〃 川原代6187-1	〃
1320407 63. 10. 15	勝田整形外科病院	整外, 理, 放	勝田市東大島4-4-13	〃
1710037 63. 10. 1	取手北相馬 休日夜間緊急診療所	内, 小, 外	取手市野々井字波中1926	〃
1920032 〃	加 藤 医 院	産婦, 外, 内	牛久市牛久町254	〃
1920073 〃	浜 田 医 院	内, 小	〃 田宮町1084-40	〃
3120383 〃	加 藤 病 院	内, 小, 放, 胃, 皮, 循, 呼	東茨城郡大洗町磯浜1097	〃

3120565 63. 10. 25	栗 崎 医 院	内, 外, 放, 産 婦, 整外	東茨城郡常澄村栗崎1180	再 指 定
3220365 63. 10. 1	袖山クリニック	内, 循	西茨城郡岩瀬町大字青柳 292-3	〃
3620176 〃	黒 田 医 院	内, 小, 産婦	鹿島郡旭村大字田崎946	〃
3720505 〃	羽 生 医 院	産婦, 外, 内	行方郡麻生町麻生1118	〃
3310026 〃	鈴木眼科医院	眼	那珂郡大宮町139	〃
0130704 63. 10. 25	吉田歯科医院	歯	水戸市千波町2307の1	〃
0131124 63. 10. 1	諸岡歯科医院	〃	〃 三の丸1-4-2 コトブキビル3F	〃
0131454 〃	和田歯科医院	〃	〃 千波町2267の3	〃
0131462 〃	海老原歯科医院	〃	〃 宮町2丁目4-8	〃
0131728 〃	木村歯科医院	歯, 小歯	〃 中丸町333-1	〃
0131736 〃	堀スマイル歯科	歯	〃 堀町1163-18	〃
0330577 〃	高野歯科医院	〃	土浦市神立中央1-7-8	〃
0330585 〃	福 富 歯 科	〃	〃 千束町10の2番地	〃
0330767 63. 10. 7	久保木歯科医院	歯, 矯歯	〃 中央1-3-27	〃
0830196 63. 10. 1	大貫歯科医院 佐貫診療所	歯	竜ヶ崎市川原代町1164-4	〃
1230214 63. 10. 1	薄井歯科医院	歯, 小歯, 矯歯	常陸太田市西二町2208-1	〃
1530118 63. 10. 15	宇佐美歯科	歯	北茨城市磯原町本町 2-2-3	〃
1730114 〃	田所歯科医院	歯	取手市取手3丁目4番26号	〃
1730163 〃	高田歯科医院	〃	〃 新町2-1-31 宇田川ビル4F	〃
1730353 63. 10. 1	アイ歯科医院	歯, 小歯	〃 中央2番16号 関鉄取手ビル4階	〃
2030027 〃	つくば歯科医院	歯	つくば市大字小野崎138-1	〃
3230063 〃	磯部歯科医院	〃	西茨城郡岩瀬町磯部	〃

1440175 63. 10. 18	(株) 高 萩 薬 局	調剤	高萩市春日町2丁目79	再 指 定
3240094 63. 10. 1	奥 田 薬 局	〃	西茨城郡友部町西町1585の1	〃
4140129 〃	島 谷 薬 局	〃	真壁郡関城町関本上中214	〃
4440099 63. 10. 19	松 丸 薬 局	〃	北相馬郡守谷町守谷甲 2670-4	〃
1840093 63. 10. 1	山 崎 薬 局	〃	岩井市神田山1380-4	〃

~~~~~

**茨城県告示第1355号**

昭和63年9月7日付けで金江津長竿土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により昭和63年10月5日認可した。

昭和63年10月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

茨城県告示第1356号

昭和63年9月1日付け農管指令第257号をもって認可した錫高野地区の更正換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和63年10月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

**茨城県告示第1357号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和63年10月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真端水戸線
- 3 道路の区域

| 区 間              | 旧新<br>の別 | 敷地の幅員              | 延 長           | 摘 要  |
|------------------|----------|--------------------|---------------|------|
| 笠間市大字大橋1-3番地先から  | 旧        | メートル<br>最大 16.0    | メートル<br>720.0 |      |
|                  |          | 最小 8.5             |               |      |
| 笠間市大字大橋74-1番地先まで | 新        | 最大 23.0<br>最小 10.0 | 720.0         | 現道拡巾 |

茨城県告示第1358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和63年10月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高田下館線
- 3 道路の区域

| 区 間                                  | 旧新<br>の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長             | 摘 要 |
|--------------------------------------|----------|---------------------------------------|-----------------|-----|
| 下館市大字川澄1734番地先から<br>下館市大字甲918-2番地先まで | 旧        | メートル<br>最大 12.2                       | メートル<br>2,395.0 |     |
|                                      |          | 最小 5.2                                |                 |     |
| 下館市大字川澄1734番地先から<br>下館市大字甲918-2番地先まで | 新        | 最大 12.2<br>最小 5.2                     | 2,395.0         |     |
|                                      |          | 下館市大字川澄1734番地先から<br>下館市大字横島216-1番地先まで |                 |     |

茨城県告示第1359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和63年10月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男



- 1 路 線 名 県道 高田下館線
- 2 供用開始の区間  
下館市大字横島702-1 番地先から  
下館市大字横島216-1 番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年10月13日

~~~~~

茨城県告示第1360号

都市再開発法 (昭和44年法律第38号)第28条第2項により、土浦駅前地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所を次のとおり告示する。

昭和63年10月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

理事長の氏名及び住所

氏 名 君 山 良
住 所 土浦市大和町7番23号

~~~~~

**(選挙管理委員会)**

**茨城県選挙管理委員会告示第41号**

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) の規定に基づく直接請求の場合における連署を要するべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

昭和63年10月13日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八 木 下 繁 一

- 1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 39,817人
- 2 地方自治法第75条第1項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 39,817人
- 3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 663,613人
- 4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数  
水 戸 市選挙区 54,948人  
日 立 市選挙区 51,963人  
土 浦 市選挙区 29,113人

|           |         |
|-----------|---------|
| 古 河 市選挙区  | 13,979人 |
| 石 岡 市選挙区  | 11,964人 |
| 下 館 市選挙区  | 15,313人 |
| 結 城 市選挙区  | 12,388人 |
| 竜ヶ崎 市選挙区  | 12,354人 |
| 那珂湊 市選挙区  | 8,213人  |
| 下 妻 市選挙区  | 7,899人  |
| 水海道 市選挙区  | 10,164人 |
| 常陸太田市選挙区  | 9,311人  |
| 勝 田 市選挙区  | 24,577人 |
| 高 萩 市選挙区  | 8,387人  |
| 北茨城 市選挙区  | 12,603人 |
| 笠 間 市選挙区  | 7,729人  |
| 取 手 市選挙区  | 18,300人 |
| 岩 井 市選挙区  | 10,145人 |
| 牛 久 市選挙区  | 12,656人 |
| 東茨城郡南部選挙区 | 29,499人 |
| 東茨城郡北部選挙区 | 6,561人  |
| 西茨城 郡選挙区  | 16,456人 |
| 那 珂 郡選挙区  | 30,697人 |
| 久 慈 郡選挙区  | 13,177人 |
| 鹿 島 郡選挙区  | 42,963人 |
| 行 方 郡選挙区  | 18,315人 |
| 稲 敷 郡選挙区  | 32,055人 |
| 新 治 郡選挙区  | 31,034人 |
| 筑 波 郡選挙区  | 30,916人 |
| 真 壁 郡選挙区  | 19,546人 |
| 結 城 郡選挙区  | 13,206人 |
| 猿 島 郡選挙区  | 29,187人 |
| 北相馬 郡選挙区  | 18,004人 |

5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の  
3分の1の数 663,613人

6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事, 出納長, 県選挙管理委員, 県監査委員及び県  
公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

6 6 3 , 6 1 3 人

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

6 6 3 , 6 1 3 人

## 公 告

### ●昭和63年度茨城県蚕業改良指導員資格試験の実施

茨城県蚕業改良普及職員資格試験条例(昭和40年茨城県条例第3号)第1条の規定に基づき、昭和63年度茨城県蚕業改良指導員資格試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施する。

昭和63年10月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 試験の期日 昭和63年12月20日(火)

2 試験の場所

茨城県養蚕農業協同組合連合会会議室(水戸市三の丸1丁目1番33号)

3 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2に規定する大学を除く。)において蚕業若しくは農業に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者のうち、この試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において蚕業若しくは農業に関する正規の課程を修めて卒業した者
- (2) 学校教育法第69条の2に規定する大学、茨城県立農業大学校、都道府県立蚕業講習所若しくは都道府県立農業講習所において蚕業若しくは農業に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者のうち、この試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において蚕業若しくは農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程(昭和16年文部省令第54号)、専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)若しくは旧実業学校教員検定ニ関スル規程(大正11年文部省令第4号)による蚕業若しくは農業に関する学科目の検定に合格した者
- (3) 学校教育法による高等学校を卒業した者、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所資格とする教育機関((1)又は(2)に規定するものを除く。)において蚕業若しくは農業に関する課程を修めて卒業した者で、この試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と次のア若し

くはイの職務に従事した期間又はそれらの期間を通算した期間との合計が4年以上に達するもの

ア 国，地方公共団体その他法人格を有する団体の蚕業若しくは農業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校，旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における蚕業又は農業に関する試験研究若しくは教育

イ 国，地方公共団体その他法人格を有する団体における蚕業又は農業に関する技術についての普及指導

- (4) 学校教育法による高等学校，旧中等学校令による中等学校，旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校若しくは旧中学校令（明治36年勅令第28号）による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号），旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者で，卒業又は検定合格後，この試験の実施期日までに(3)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間の合計が4年以上に達するもの
- (5) (1)から(4)までに掲げる者と同等以上の学歴及び経験を有すると知事が認める者

#### 4 試験の方法

試験は，筆記試験及び口述試験とする。

- (1) 筆記試験は，次の表の左欄に掲げる区分に従い，同表の中欄に掲げる必須科目及び同表右欄に掲げる選択科目のうちから受験者が選択する2科目について行う。

| 区 分             | 必 須 科 目                          | 選 択 科 目                            |
|-----------------|----------------------------------|------------------------------------|
| 3の(1)に該当する者     | 養 蚕<br>栽 桑<br>養 蚕 経 営<br>普 及 方 法 |                                    |
| 3の(1)に該当する者以外の者 | 養 蚕<br>栽 桑<br>養 蚕 経 営<br>普 及 方 法 | 蚕品種及び蚕種<br>蚕体生理解剖<br>蚕桑病虫害<br>土壤肥料 |

- (2) 口述試験は，社会常識その他蚕業改良指導員として必要な能力について行う。

#### 5 受験手続及び受験願書の受付期間

- (1) 提出書類及び提出先

試験を受けようとする者は，次の書類を各1通作成して知事（水戸市三の丸1丁目5番38号茨城県農林水産部蚕糸課扱い）に提出すること。

ア 受験願書 (様式第1号)

イ 履歴書 (様式第2号)

ウ 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は検定合格証明書

エ 3の(3)のア又はイの職務に従事した期間につき、受験有資格者であることを証明する書類 (様式第3号)

オ 身体検査書 (最寄りの保健所が発行したものとする。)

カ 写真 (最近6月以内に撮影した正面向、上半身無帽の手札型であって、その裏面に撮影年月日及び氏名を自書したものとする。)

(2) 受験手数料

受験願書に、2,000円分の茨城県収入証紙をはること。

受験願書の受付期間

この公告の日から昭和63年11月30日までに提出すること。

ただし、郵便で申し込む場合は、昭和63年11月30日までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 そ の 他

(1) 受験についての照会は、水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県農林水産部蚕糸課 (電話水戸 (21) 8111 内線3652, 3653) に行うこと。

(2) 郵便により受験願書を提出する場合は、返送料として60円分の切手を添えること。

様式第1号

受 験 願 書

本 籍

現 住 所

(ふりがな)  
氏 名

年 月 日生

蚕業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名



茨城県知事 殿

## 様式第2号

## 履 歴 書

本 籍 地

現 住 所

(ふりがな)  
氏 名

年 月 日生

学 歴

職 歴

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

㊟

## 様式第3号

## 受 験 資 格 証 明 書

氏 名

㊟

年 月 日生

- 1 普及指導に従事した期間及び勤務場所
- 2 試験研究に従事した期間及び勤務場所
- 3 教育に従事した期間及び勤務場所

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

所属長職名

氏 名

㊟

## ●屋外広告物に関する講習会の開催

茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）第24条第1項の規定に基づき、屋外広告物に関する講習会を次のとおり開催する。

昭和63年10月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 期 日 昭和63年11月17日（木）、11月18日（金）の両日
- 2 場 所 水戸市梅香1-6-8 ときわ荘 会議室

3 講習要目及び時間

第1日 屋外広告物の表示の方法に関する事項 (午前10時から12時まで及び午後1時から2時まで。)

屋外広告物関係法令に関する事項 (午後2時から4時まで。)

第2日 屋外広告物等の施行に関する事項 (午前10時から12時まで及び午後1時から3時まで。)

4 受講申込期間 昭和63年10月27日から11月8日まで。

5 受講申込場所 茨城県各土木事務所管理課又は用地管理課

●建築許可に関する聴聞

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和63年10月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和63年10月17日 午前10時
- 2 聴 聞 場 所 勝田市勝倉大平3433の397
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
農業協同施設
- 4 申 請 者 住 所 勝田市泉町2-4
- 5 氏 名 勝田市農業協同組合  
組合長理事 黒 沢 威
- 6 建築物構造規模 鉄骨造2階建増築  
申請延面積 1,686.00㎡ 既存 2,482.45㎡
- 7 敷 地 面 積 10,775.00㎡
- 8 原 動 機 既設 12.62kw
- 9 建築物の位置 勝田市勝倉大平3433の397

- 1 聴 聞 期 日 昭和63年10月17日 午前11時30分
- 2 聴 聞 場 所 稲敷郡阿見町大字荒川沖字鶉野1708-1
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
物品販売店 (食料品)
- 4 申 請 者 住 所 稲敷郡阿見町大字荒川沖1708
- 5 氏 名 萩 原 豊
- 6 建築物構造規模 鉄骨造1階建 増築用途変更  
申請延面積 716.10㎡ 既存 378.00㎡

- 7 敷 地 面 積 3,597.22㎡
- 8 建 築 物 の 位 置 稲敷郡阿見町大字荒川沖字鶉野1708-1, 1709-1, 2, 4, 1710-1

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和63年10月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
つくば市大字稲岡字寺台 8 5 8 番 3, 8 4 9 番, 8 5 0 番 1, 字迎東 8 4 3 番

- 2 2 事業主の住所及び氏名  
東京都千代田区丸の内 2 丁目 5 番 2 号  
三菱モンサント化成株式会社  
取締役社長 櫛 原 四 郎

●道路の位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第 201 号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和63年10月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号            | 指 定 日<br>年 月 日 | 申 請 者                             |                                | 道 路 の 位 置                 | 道路幅員及び延長     |               |
|-----------------|----------------|-----------------------------------|--------------------------------|---------------------------|--------------|---------------|
|                 |                | 氏 名                               | 住 所                            |                           | 幅 員          | 延 長           |
| 水土木指令<br>第1507号 | 63.10.5        | アジア興産<br>(株)<br>代表取締役<br>小林 佐市    | 東京都豊島区南<br>池袋 1 丁目 8 番<br>25号  | 東茨城郡美野里町大字<br>先後字東裏441番 4 | メートル<br>6.20 | メートル<br>58.70 |
| 竜土木指令<br>第1000号 | 63.9.29        | オリエント<br>貿易株式会社<br>代表取締役<br>中嶋 康雄 | 東京都渋谷区代<br>々木 1 丁目 21 番<br>9 号 | 牛久市猪子町字原<br>992番257       | 4.10         | 44.15         |

正 誤

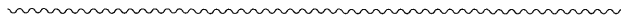
昭和63年 8 月 22 日 付 茨 城 県 報 号 外 第 118 号 中 次 の と お り 誤 り が あ っ た の で 訂 正 す る。

| ページ | 行     | 誤                  | 正                        |
|-----|-------|--------------------|--------------------------|
| 4   | 下から 2 | 水戸市河和田町<br>字新田前の一部 | 水戸市河和田町<br>字新田前, 字桜川の各一部 |



昭和63年10月3日付け茨城県報第7695号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤                  | 正                 |
|-----|-------|--------------------|-------------------|
| 2   | 上から14 | 146の20, 146の5<br>4 | 146の20・146の5<br>4 |



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)